

# マナーからルールへ

豊橋市の新しい喫煙ルールが、2020年4月1日より全面施行

## 屋内は原則禁煙



屋内では、喫煙専用室以外は禁煙です。  
(学校、病院、児童福祉施設等では敷地内も禁煙)

● 2020年4月までに営業している、経営規模の小さな飲食店は除く

## 20歳未満は立入禁止



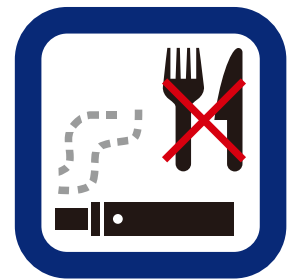
20歳未満のかたは、従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。

## 標識の掲示



喫煙専用室がある施設の出入口には、必ず標識が掲示されます。飲食店は「禁煙」の場合も標識を掲示します。【条例】

## 加熱式たばこの規制



加熱式たばこも紙巻きたばこと同じ扱いとし、喫煙専用室では飲食等はできません。【条例】

● 2020年4月までに営業している、経営規模の小さな飲食店は除く

多くの施設において、屋内は**原則禁煙**になります  
たばこを吸うときは、決められた場所で

### 【喫煙者への罰則規定】

喫煙禁止場所で喫煙を発見し、繰り返し指導しても改善が見られない場合には、**最大30万円の過料**が科せられることがあります。

### 【問合先】

豊橋市保健所 健康政策課

電話 0532-39-9116

(平日：8時30分～17時15分)

市のホームページはこちらから

豊橋市 受動喫煙防止対策

検索



# これでは防げない、受動喫煙



# 2020年4月から新しい喫煙ルールがスタート

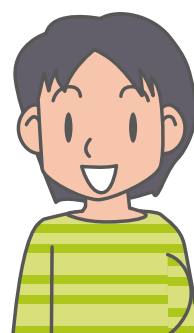
保護者が一緒でも、20歳未満のかたは喫煙エリアへの立ち入りはできません。

## ケース①(入店前)



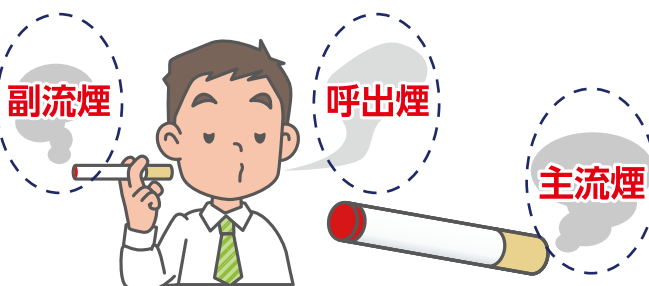
施設の出入口には標識があります。利用する前に確認できます。

## ケース②(入店後)



施設内の喫煙エリアには、20歳未満のかたは入れません。

## 受動喫煙とは



「副流煙」と「呼出煙」が混ざった空気（環境たばこ煙）が「受動喫煙」の原因となります。

**「副流煙」には、「主流煙」よりも多くの有害物質が含まれています。**

## 「加熱式たばこ」\*について

たばこの葉を含む加熱式たばこは有害であり、**豊橋市では紙巻きたばこと同等**に扱います。

\*たばこ事業法の「製造たばこ」で、たばこの葉を専用の器具で加熱し、喫煙するもの。

